## 「地球温暖化対策計画(案)」に対する意見

2021年9月29日全大阪消費者団体連絡会

1. 1.5℃目標に貢献する真に野心的目標として 2030 年度温室効果ガス排出量の 2013 年度比 60%程度削減 を掲げ、その実現を目指す計画とすべき。

\*該当箇所 「第2章第1節 我が国の温室効果ガス削減目標」

IPCC1.5℃特別報告書は、「地球温暖化を2℃又はそれ以上ではなく 1.5℃に抑制することには、明らかな便益がある。」(地球温暖化対策計画案より)とし、「1.5℃で安定化を図るためには、CO2排出量が急速に削減し、2030年までに対 2010年比で約 45%減少、2050年近辺までに正味ゼロに到達が必要。」(2020年 10月 30日資源エネルギー庁資料より)と指摘する。

2010 年比約 45%削減を、日本の排出量に当てはめ 2013 年度比に計算し直すと約 49%削減となる。日本は年間排出量 5 位、累積排出量 6 位の大量排出先進国であり、世界平均以上の排出削減を行う責任がある。 1.5℃目標に整合する日本の温室効果ガス排出経路を 2013 年比 62%削減とする Climate Action Tracker 等の科学の知見に基づき、2013 年比 60%程度の削減を目標とし、日本の温室効果ガス排出の約 85%を占める

2. 再生可能エネルギーの導入・拡大は、地域分散型・地域循環型を原則とし、優先接続・優先給電を含め、再生可能エネルギーを真に最優先とするための送配電、電力取引市場、その他の電力システム改革を推進すること

\*該当箇所 「第3章第2節1.(1)①E.(b)電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減」 「第3章第2節1.(1)①E.(c)再生可能エネルギーの最大限の導入」

エネルギー起源 CO2 排出を 2030 年までに更に減少させる計画とすべきである。

今、地域外の資本が大規模再生可能エネルギーの導入を強引に推し進めようとすることに対し、地域住民の反対運動が多発している。再生可能エネルギーは地域の資源であり、その活用は地域住民主体で行い、その利益が地域内で循環するしくみとする原則を確立して、導入・拡大を進めるべきである。

また、全国的に再生可能エネルギー発電所の系統接続ができない状況が生まれている。再生可能エネルギーの優先接続、優先給電が実現できる運用ルールの見直し、必要な送配電網の拡充と適切な費用負担のあり方を早急に検討、実施すべきである。

以上を含めた公正で効率的な電力市場の形成には、旧一般電気事業者が事実上の寡占状態にある現状を解消することが不可欠であり、発販の資本分離、送電会社の公的統合(全国1~2組織)を真剣に検討すべきである。

- 3. 高コスト、高リスク、非持続可能な原子力発電に固執せず、「原発稼働ゼロ」に向けた計画とすること。 2050 年に向けて化石燃料発電から計画的撤退を図り、石炭火力発電からは 2030 年までに撤退すること。
  - \*該当箇所 「第3章第2節1.(1)①E.(b)電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減」

原子力発電は、大規模事故により生活基盤が根こそぎ奪われる危険をはらむ電源であることが否定できない。高速増殖炉もんじゅの廃止により核燃料サイクル政策の破綻が明らかになる中で、廃棄物処理が未確立のまま運転されている不正常な状態にある。将来世代に負担を押し付ける非持続可能な電源となっており、市民の理解が得られていない状態が続いている。今回示された 2030 年の電源コスト試算では、陸上風力、太陽光、LNG火力より高コストとなる可能性が示された。再生可能エネルギーは更なるコスト低下が予測され、電力需要全体をカバーするポテンシャルを有することから、高コスト、高リスク、非持続可能な原子力発電と核燃料サイクル政策を継続する根拠はない。

また、大量の窒素酸化物(NOx)と二酸化炭素(CO2)を排出する化石燃料発電からは、2050年に向けて計画的撤退を図るべきである。とりわけ温室効果ガス排出量が多い石炭火力発電については、国連事務総長やCOP26議長国からも先進国の早期廃止が求められている。2030年までの早期撤退を宣言し、パリ協定の前進に貢献すべきである。

技術的にもコスト的にも確立していない CCUS、水素・アンモニア混焼への期待を口実に石炭火力発電の延命を図り、再生可能エネルギーの導入を遅らせることは許されない。水素・アンモニアについては、2050年に向けて、再生可能エネルギーによる製造を前提に、既存技術で温室効果ガスの削減が困難な分野で活用できるよう研究開発を行うべきである。

- 4. 電源構成開示の義務化、カーボンフットプリント表示の推奨など、消費者・市民が低炭素・脱炭素の消費行動を選択できる仕組みを推進すべき。
  - \*該当箇所 「第3章第6節 脱炭素型ライフスタイルへの転換」

消費者・市民が、積極的に電源を選択することができるよう、電源構成と CO2 排出係数の分かりやすい開示方法を統一的に定め、小売電気事業者に対し義務化すべきである。

- 一般の商品・サービスについてもカーボンフットプリント表示など、低炭素・脱炭素型の消費を促す仕組 みの普及を図るべきである。
- 5. 温室効果ガスの削減に向けて、カーボンプライシングの有効性は既に明確であり、早急な実現に向けて 議論を加速すべきである。
  - \*該当箇所 「第3章第2節 2.(e)成長に資するカーボンプライシング」